

- P2 ごあいさつ
- P3 国民民主党の活動
- P11 国会審議・施政方針演説へ代表質問
- P12 法務(本会議・委員会)
令和7年度予算案委嘱審査
- P13 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
- P17 民事裁判情報の活用に関する法律案
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案
- P18 法務および司法行政等に関する調査
- P21 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
- P22 憲法審査会
- P23 参議院改革協議会
自殺対策を推進する議員の会
- P25 支援組織と省庁要請
- P28 国会見学者一覧
WEB会議等への招待のお願い
かわいたかのり公式X(旧Twitter)登録のお願い



ごあいさつ

日頃より皆様の力強いご支援を賜り、国政の場で活動させていただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

6月に閉会した第217通常国会では、国民民主党は「手取りを増やす」ことを最優先課題とし、基礎控除と給与所得控除を合わせて178万円に引き上げ、いわゆる「103万円の壁」を見直すこと、消費税減税、社会保険料の軽減、ガソリン代・電気代の負担軽減、子育てや若者支援の充実など、暮らしに直接届く政策に全力で取り組みました。

特に「103万円の壁」の見直しは可処分所得を確保するために不可欠であり、昨年11月に自民・公明両党と幹事長合意を交わした基礎控除等の引き上げを目指しました。

しかし、政府が示した案は複雑で効果が限定的な内容にとどまり、しかも年収200万円超の実施は2年間限定、さらに合意に明記された「ガソリン暫定税率廃止」もゼロ回答でありました。

国民民主党は政策合意を反故にする対応であるとして、令和7年度予算案

および税制改正法案に反対しました。

一方、2016年からUAゼンセンなどとともに取り組んできたカスタマーハラスメント防止対策が、労働施策総合推進法の改正として法制化されました。現場で働く仲間を守る法的枠組みが整備されたことは大きな成果であり、今後は制度の円滑な施行と定着に取り組みむとともに、引き続き現場の声をいただきながら課題の改善に尽力してまいります。

こうした国会での成果や課題を踏まえ、私たちは選挙戦でも一時的な給付ではなく、持続的に手取りを増やし生活を安定させる政策を訴えました。

6月に行われた東京都議会議員選挙では、「都民の手取りを増やす」を掲げ、物価高対策や子育て・教育支援、公共料金負担の軽減など生活に直結する政策を訴えました。その結果、国民民主党として初めて9議席を獲得し、都政に新たな足場を築くことができました。今後は国政と都政の連携を図り、選挙でお約束した政策を着実に実行してまいります。

続く7月の第27回参議院議員通常選挙では、皆様の力強いご支援により「田村まみ」議員をはじめ17名が当選し、改選4議席から4倍超の大幅躍進を果

たすことができました。比例票では762万票を超えて野党第一位となり、非改選議員を含め21名以上の体制を確立し、参議院で予算を伴う法案を単独提出できる力を得ました。今回の選挙戦でも、基礎控除等を178万円に引き上げること、ガソリン暫定税率の廃止や電気代・ガス代の負担軽減、年少扶養控除の復活など、家計を直接支え、消費と賃上げの好循環を生む政策を愚直に訴え続けました。

国民民主党は引き続き「対決より解決」の姿勢を貫き、各政党とも等距離で政策ごとに「是々非々」で臨み、国民の皆様にお約束した公約の実現と、現場の声を力に変える取り組みを進めてまいります。

今後とも変わらぬご支援・ご指導をお願い申し上げます。



川合孝典

【所属委員会・国民民主党役職等】2025.8.1現在

【国会関係】

法務委員会(理事)、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会(理事)、憲法審査会(幹事)、参議院改革協議会、情報監視審査会

【国民民主党関係】

国民民主党 幹事長代行、国民民主党・新緑風会 幹事長、組織委員長、拉致問題対策本部長、憲法調査会会長

国民民主党都道府県連役職

【顧問】北海道、京都(特別顧問) 【代表】福井、鳥取、岡山、佐賀

【副代表】青森、福島、群馬、山梨、石川、山口、高知、愛媛、熊本、沖縄 【選挙対策委員長】東京

【その他】

UAゼンセン政治顧問、交通労連交通運輸政策研究会 事務局長、支払基金労働組合特別顧問

国民民主党の活動



国民民主党の政策4本柱



1

給料・年金が上がる
経済を実現

- ①消費・投資の拡大で持続的な賃上げを実現する「令和の所得倍増計画」
- ②年金が上がる経済



2

自分の国は
自分で守る

- ①主権を守り抜く
- ②国際情勢への対応を強化
- ③総合的な経済安全保障の強化
- ④災害対応を強化



3

人づくりこそ、
国づくり

- ①就職氷河期世代支援
- ②若者支援
- ③子育て世代支援
- ④全世代共通支援



4

正直な政治を
つらぬく

- ①政治資金抜本改革
- ②令和の政治改革を断行



第27回 参議院議員通常選挙 結果報告

公認候補17名が当選!

衆議院に続き大幅議席増! 予算を伴う法案の単独提出が可能に!

国会議員は衆参合わせて総勢49名。「手取りを増やす」政策実現に向けてより一層頑張ります!



22
議席

いずれも非改選4議席を含む

公認選挙区



江原 久美子
(新人)



小林 さやか
(新人)



牛田 茉友
(新人)



奥村 祥大
(新人)



籠島 彰宏
(新人)



庭田 幸恵
(新人)

公認選挙区



後藤 斎
(新人)



榛葉 賀津也
(現職5期目)



水野 孝一
(新人)



原田 秀一
(新人)



足立 康史
(新人)



伊藤 辰夫
(新人)

公認比例代表

公認比例代表



磯崎 哲史
(現職3期目)



田村 まみ
(現職2期目)



浜野 喜史
(現職3期目)



平戸 航太
(新人)



山田 吉彦
(新人)

推薦選挙区



芳賀 道也
(現職2期目)

東京都議選、全力応援で9議席獲得！

2025年東京都議会議員選挙が、6月13日告示、22日投開票の日程で実施されました。これまで都議会に議席を有していなかった国民民主党は、今回の選挙で9議席を獲得することができました。選挙戦では「都民の手取りを増やす」政策を掲げ、都民の皆様に訴えてまいりました。今後は、訴えた政策の実現に向け、都議会議員と力を合わせて取り組んでまいります。



「手取りを増やす」を掲げて 参院選候補者を全力応援

第27回参議院議員通常選挙が、7月3日公示、20日投開票の日程で実施されました。「田村まみ」候補をはじめとする国民民主党の候補者の全員当選に向けて、候補者とともに「手取りを増やす」政策を訴え続けた結果、改選4議席に対して4倍を超える17名が当選を果たすことができました。選挙戦で掲げた公約の実現に向けて、国民民主党は今後も一丸となって邁進してまいります。



第217回 通常国会における国民民主党の提出法案30本



1 訪問介護緊急支援法案 (1/29提出)

訪問介護の基本報酬の引下げにより小規模事業者の倒産が相次ぐ中、訪問介護報酬の見直しと支援金の給付を政府に求めるもの。

2 介護・障害福祉従事者処遇改善法案 (1/30提出)

人材確保が困難となっている介護・障害福祉現場の状況を改善するため、従事者の賃上げを目的とし、事業者への助成金支給に必要な財政措置を講ずるもの。

3 特定生殖補助医療法案 (2/5提出)

特定生殖補助医療の適正な実施を制度化するとともに、第三者提供による不妊治療で生まれた子の「出自を知る権利」を保障する公的機関の設置を定めるもの。

4 公職選挙法改正案[選挙運動に関する規格の簡素化・ポスターの品位保持] (2/20提出)

選挙カーを普通免許で運転可能な車両に拡大し、ポスターは縦42cm・横40cmに統一。候補者名の記載を義務付け、不適切な内容や広告を禁止するもの。

5 社会保険料・事業者負担軽減法案 (2/21提出)

中小企業が新たに非正規から正規雇用した場合、国が社会保険料の半額を助成し、採用を支援するもの。

6 ガソリン暫定税率廃止法案 (3/3提出)

国民民主党が掲げる「ガソリン税の暫定税率廃止」として、揮発油税・軽油引取税・地方揮発油税の当分の間税率を廃止し、地方の減収は補填する措置を講じるもの。

7 学校内民主主義法案 (3/18提出)

校則の制定・見直しに児童生徒・保護者の意見表明の機会確保や当該意見の考慮、情報公表などの措置を講じ、「学校内民主主義」の実現をめざすもの。

8 若者減税法案 (4/10提出)

少子化・人口減少下で経済社会の活力を維持するため、30歳未満の若者の所得税負担を軽減し、就労を支援するもの。

9 外為特会繰入法案 (4/11提出)

急激な円安で膨張した外為特会の運用状況を踏まえ、公債発行に代わる財源として一般会計への繰入れを可能とする特別措置を定めるもの。

10 カスタマーハラスメント対策実行法案 (4/25提出)

カスタマーハラスメントから労働者やフリーランスを保護するため、労働安全衛生法と特定受託事業者取引適正化法を改正し、事業者に対策を義務付ける。仮処分申立てなどの対応策も明記し、実効性ある抑止を図るもの。

11 自動車盗難対策法案 12 組織犯罪厳罰化法案 (5/21提出)

【自動車盗難対策法案】国や自治体に、自動車窃盗の取締強化や違法ヤードの抑止、盗難車・部品の流通・輸出防止を責務とするもの。
【組織犯罪厳罰化法案】万引きなどの組織的犯罪に対応するため、組織的犯罪処罰法と刑事訴訟法を改正し、厳罰化と司法取引の対象拡大を図るもの。

13 選択的夫婦別姓法案 (5/28提出)

現行の戸籍制度を維持した上で、婚姻前の姓を婚姻後もそのまま使い続けることができるようにし、夫婦が別姓を選ぶ場合には婚姻時に筆頭戸籍者を決め、子どもは筆頭戸籍者の姓に統一するもの。

14 公的新品種確保法案 15 地域在来品種保存利用促進法案 (6/4提出)

【公的新品種確保法案】優良品種の安定確保に向け、公的新品種育成と適正利用を促進し、農業の持続的発展と国民生活の安定を図るもの。
【地域在来品種保存利用促進法案】地域在来品種の保存・活用を促進し、多様な品種の確保と地域農業の振興を図るため、必要な施策を総合的に推進するもの。

16 国有林職員労働関係法改正案 17 国有林職員給与特例法案 (6/4提出)

2012年改正で失われた協約締結権に対応し、自律的労使関係制度が整うまでの間、協約締結権の付与や給与の特例を設けるもの。

18 国家公務員法改正法案 19 国家公務員労働関係法案 20 公務員庁設置法案

21 地方公務員法改正法案 22 地方公務員労働関係法案 (6/5提出)

協約締結権の回復や勧告制度の見直しにより、時代に即した効率的で質の高い行政サービスを実現するための措置を講じるもの。

23 シン・ガソリン暫定税率廃止法案 (6/11提出)

揮発油税および地方揮発油税の暫定税率を廃止し、関連規定を削除。政府は、事業者への負担が生じないよう配慮し、地方公共団体の減収分は全額補填する措置を講ずるもの。

24 自動車産業脱炭素化推進法案 (6/12提出)

2050年脱炭素社会の実現に向け、自動車産業の脱炭素化を総合的・一体的に進めるための基本方針を定めるもの。

25 保育士処遇改善法案 (6/16提出)

人手不足の保育現場の負担軽減と賃金改善のため、国が財政措置を講じ、平均より低い水準にある処遇を改善するもの。

27 コロナ検証委員会設置法案 (6/18提出)

政府や自治体のコロナ対策の内容・効果を検証し、今後の対策を提言する検証委員会を国会に設置し、立法・行政監視機能の強化を図るもの。

29 再審法案(刑事訴訟法改正法案) (6/18提出)

冤罪被害者を適正かつ迅速に救済し、人権保障を図るため、再審に関与した裁判官の除斥・忌避、請求手続の整備、証拠開示命令、再審開始決定への検察官の不服申立て禁止などを定めるもの。

26 郵政民営化法改正法案 (6/17提出)

郵政三事業のユニバーサルサービス確保と地域支援のため、株式処分の見直しや金融業務契約の認可、郵便局ネットワーク維持の交付金拡充等の措置を講じるもの。

28 国境離島みんながJR運賃並法案 (6/18提出)

有人国境離島の経済活性化のため、航路・航空路の運賃割引を旅行者など島民以外にも拡大することを促すもの。

30 水俣病被害者救済新法案 (6/19提出)

不十分だった特措法による救済を踏まえ、国がすべての水俣病被害者を救済するため、給付金支給制度を創設するもの。

国民民主党の活動

ご支援をいただいている組織の皆様からの政策提言や意見交換、法案提出などを紹介させていただきます。

UAゼンセンから政策提言

1月28日、UAゼンセンの皆様より、持続可能な賃上げをはじめとする現場の課題解決に向け、国民民主



党に対して政策提言が行われました。

冒頭、西尾書記長からは、UAゼンセンには全国で約2,200の加盟組合と190万人の仲間が所属しており、物価上昇を上回る賃上げなど、職場の課題は社会全体の課題でもあるとの認識が示されました。そのうえで、国民民主党と連携しながら一つひとつ課題を解決し、より良い社会を築いていきたいとの意向が示されました。

続いて松井労働条件局長からは、物価上昇を上回る持続的な賃上げの必要性について、国民民主党の『手取りを増やす』政策と意思を共有しているとの発言があり、特に日本銀行が掲げる2%の物価上昇目標と整合させるためには3%程度のベースアップが必要との認識が示され、その実現に向けて政府への働きかけを国民民主党に求めるとの要請をいただきました。また、「年収の壁」の見直しについても、現場の実態を踏まえた社会保険制度への見直しが必要であるとの提言をいただきました。

その後、製造、流通、総合サービスの各部門から、以下のような具体的な政策課題が提起されました。
・介護従事者の処遇改善



- ・薬価の中間年改定廃止による医薬品の安定供給の実現
- ・万引き犯罪防止へ向けた対策強化
- ・外国人の受け入れと共生政策のあり方の検討

取引慣行の是正に向け三者懇談

2月5日、UAゼンセン、フード連合、国民民主党の三者による懇談会を開催し、「公正な取引関係の構築

に関する取り組み」について意見交換を行いました。

UAゼンセンおよびフード連合が、昨年9月から10月にかけて実施した「取引慣行に関する実態調査」の結果が報告されました。また、この調査





を踏まえ、2月3日に公正取引委員会、中小企業庁、農林水産省、消費者庁を訪問し、優越的地位の濫用に対する是正指導と法令遵守の徹底、コスト上昇分の適正な価格転嫁と関係指針の運用強化、濫用行為に関する告発者や納入業者の保護と監視体制の強化、大規模小売業告示および価格交渉指針の現場への周知と指導の徹底を要請したことが共有されました。

国民民主党としても、現場の実態に即した政策の実現に向け、引き続き取り組んでいく方針を確認しました。

日本退職者連合から 要請書受領

2月18日、日本退職者連合の皆様より「2025年通常国会に向けた要請」が国民民主党へ提出されました。

懇談では、「財政・金融の健全化」「年金・医療・介護保険制度」「子ども・子育て」など、幅広いテーマについて意見交換を行いました。



交通労連より 燃料費対策要請書を受領

2月21日、交通労連の皆様より「燃料費価格高騰対策に係る要請書」が国民民主党に提出されました。

提出にあたり、織田中央執行委員長より、「流通や公共交通が健全に事業活動を行うには、燃油価格の安定が不可欠である。しかし、昨年12月以降、燃油価格激変緩和補助金が段階的に縮小されたことで店頭価格が急騰し、交通運輸業界は深刻な打撃を受けている。また、産業全体で人手不足が深刻化するなか、労働力確保に向けた労働条件の改善と、それに見合う適正な価格転嫁を通じた運賃・料金の収受に取り組んでいるものの、道半ばである。ぜひ国民民主党にご協力をお願いしたい」との要請がされました。

あわせて、自民・公明・国民民主の3党で合意された「ガソリン（軽油）の暫定税率廃止」の早期実現や、タクシー事業者向けの燃料価格対策事業の継続についても訴えられました。

その後の懇談では、トラック、軌道・バス、ハイタク、自動車学校・一般業種の各部会より、以下のとおり課

題と提言が示されました。

【トラック部会】

物流業界は価格転嫁率が全業種で最も低く、国土交通省が示す標準的運賃との乖離も含めて深刻な課題を抱えている。

【軌道・バス部会】

ドライバー不足により業務対応が困難な状況が続いており、免許取得支援や労働条件の改善だけでは限界があるため、早急な人材確保のための政策を求める。



【ハイタク部会】

プラットフォーム型ライドシェアは安全性や地域交通への影響、ドライバーの貧困化が懸念され、法制化は容認できない。公共交通の持続に



はタクシー主体の政策推進が不可欠である。

【自動車学校・一般業種部会】

運転者不足対策として、準中型以上の教習等を専門実践教育訓練給付の対象とし、最大8割の支援が受けられる制度への見直しを求める。

GX推進法等に関する要請書を受領

3月14日、電力総連、JEC連合、紙パ連合の皆様より、「GX推進法等」に関する要請書が国民民主党に提出されました。

提出にあたり、三団体を代表して電力総連の壬生会長より、気候変動対策と産業競争力の両立に向けては、国際情勢の不安定化や電力需要の増加、サプライチェーンの再構築など多くの課題があると指摘。政府が進めるカーボンプライシングや排出量取引制度、化石燃料への賦課金などの施策に対し、実効性を高めるには人材育成と安定的かつ低廉なエネルギー供給が不可欠であり、今後の審議では現場の声を踏まえた慎重な議論を求めたいとの要請がされました。その後、各団体から以下の課題が

提起されました。

【GXの推進にあたって】

GXのコストは雇用への影響にも配慮しつつ、適正な価格転嫁を通じて社会全体で公正に分担すべきであり、政府はその意義と負担を丁寧に周知し、理解促進に努める必要がある。

化石燃料賦課金や排出量取引制度の導入にあたっては、既存のエネルギー関連税との関係整理や制度間の調整が必要。あわせて、目的が重なる制度の見直しも検討すべき。



カスハラ防止に向けた法案を提出

4月25日、国民民主党は立憲民主党と共同で、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策を強化するため、「労働安全衛生法」および「特定受託事業者取引適正化法の一部を改正する法案」を参議院に提出しました。

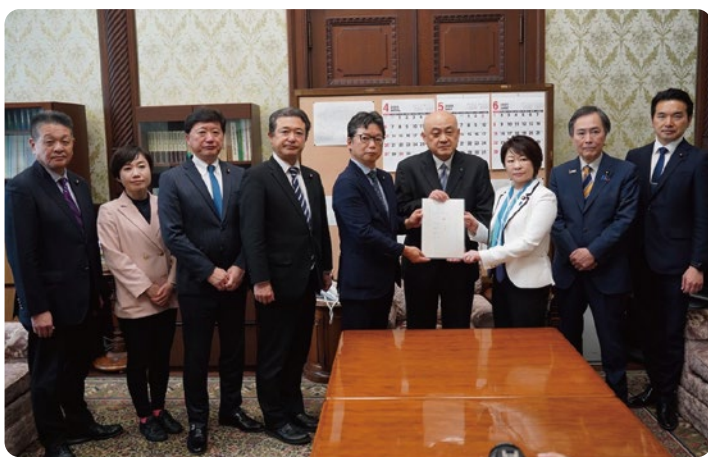
本法案は、すべての働く人が安心



して働ける環境を実現することを目的とし、深刻化する接客業等におけるカスハラに対して、実効的な対策を講じるものです。

政府においても現在、労働施策総合推進法の改正を通じたカスハラ対策が進められており、事業主に対応を求める法的措置が盛り込まれています。こうした動きも踏まえつつ、現場の声を反映したより踏み込んだ対応が必要と考え、本法案を提出しました。

労働安全衛生法の改正案では、事



業者にに対しカスハラへの対応方針の明示を求めるほか、相談体制の整備や、被害事実の記録・保存を義務づけることで、実効性のある対応を図ろうとするものです。また、深刻な被害が発生した場合には、裁判所への仮処分申立てにより迅速に被害の拡大を防げるよう、法的手段の整備も盛り込んでいます。

さらに、特定受託事業者取引適正化法の改正により派遣労働者やフリーランスなど多様な働き方をする方々も対象に含め、派遣先事業者に対しても防止措置を義務づけ、より広範な就業環境の保護を求めるものです。

UAゼンセン2025年度 重点政策を共有

6月18日、UAゼンセンと国民民主党との政策懇談会を開催し、「UAゼンセン2025年度重点政策」を共有し、幅広い政策課題について意見交換を行いました。

懇談の冒頭、西尾書記長は「今般、UAゼンセンとして「2025年度重点政策」を取りまとめた。本日は、政府が発表した「骨太方針2025」

に関連するものを中心に、国民民主党と連携して取り組みたい政策課題を共有し、意見交換を行いたい。働く仲間の声を政策に反映するため、引き続き協力をお願いする」と述べられました。

これを受けて、玉木代表は「UAゼンセンからは、日頃から国民生活に関する重要な課題について多くの提案をいただいている。なかでも、カスタマーハラスメント対策法が成



立したことは大きな成果だ。今後はこの法律の不足を補い、実効性を高めるための取組を進めていきたい。今回の重点政策を共有いただいたことに感謝し、今後も連携を強化しながら、勤労者・生活者の視点に立った政策実現に全力を尽くす」と応じました。

意見交換では、製造産業・流通・



総合サービスの各部門の政策担当者より、具体的な政策課題に関する提起をいただきました。

【2025年度重点政策要旨】

- ・継続的な賃金引き上げを実現できる環境整備の推進
- ・労働時間改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- ・働く女性の健康サポートの強化
- ・総合的なハラスメント対策の推進
- ・医療、介護従事者の処遇改善と人材確保に向けた対策の強化
- ・薬価、材料制度の抜本的見直し、医療DXの推進、ヘルスリテラシーの強化
- ・食事手当の非課税限度額の引き上げ
- ・領収書などにかかる印紙税の廃止

国民民主党全国キャラバン

国民民主党では、国会議員を中心に各地を訪問し、党の理念や政策をお伝えするとともに、全国の皆様の声をお聞きする活動として「全国キャラバン」を実施しています。

私は、東京都、福井県、京都府、岡山県、佐賀県で開催された大会や集會に参加し、「手取りが増える」政策などについて意見交換を行いました。



国会審議

施政方針演説へ代表質問

1月29日、参議院本会議において石破総理の施政方針演説に対し、国民民主党・新緑風会を代表して、「年収の壁」や「ガソリン暫定税率の廃止」、「ハラスメント対策」、「ライドシェアの課題」など、国民生活に直結する政策について政府の対応や認識を問いました。



●年収の壁の引き上げについて

基礎控除等について、103万円から178万円への引き上げは国民民主・自民・公明の三党間で合意されていたにもかかわらず、政府が123万円にとどめた点を問題視し、早期の実施スケジュールと財源の確保について説明を求めました。令和7年度には8.8兆円の税収増が見込まれており、引き上げによる消費拡大や労働供給の増加といった経済効果も期待されることから、速やかな対応を求めました。

総理は、「財政状況も踏まえつつ協議を進めていく」と答弁しました。

●ガソリン暫定税率の廃止について

ガソリンの暫定税率の廃止についても三党合意がされているにもかかわらず、未だ具体的な時期や方法が明示されていないことを指摘しました。

た。補助金縮小によりガソリン価格が高騰している現状を踏まえ、早期のスケジュールを明示するよう求めました。

総理は、「合意内容を踏まえた上で今後の協議により対応する」と述べました。

●就職氷河期世代への支援について

この世代は、非正規雇用率の高さや低年金問題を抱えており、政府のこれまでの支援策の利用率が低いことから、より実効性のある対策が必要であると訴えました。

総理は、「正社員化助成金やハローワーク支援の成果を説明した上で、制度改正を含めた今後の支援強化に取り組む」との姿勢を示しました。

●労務費の価格転嫁対策について

労務費の転嫁率が低水準にとどまっている現状を踏まえ、政府の



対策強化と法整備の必要性を訴えました。

赤沢経済再生担当大臣は、「実態把握の強化や是正勧告の徹底に加え、一方的な価格決定を禁止する法改正を進める」と答弁しました。

●ハラスメント対策について

カスタマーハラスメントの深刻化を踏まえ、包括的な規制法の制定とILO第190号条約の批准の必要性を訴えました。

福岡厚労大臣は、「労働施策総合推進法の改正案を提出する方針とともに、条約批准についても関係省庁と連携して検討する」と述べました。

●介護業界の人材確保と経営支援について

深刻な人手不足や倒産の急増を背景に、処遇改善や経営支援の拡充を求めました。

福岡厚労大臣は、「ICTの活用や賃上げ支援、貸付制度などを通じて引き続き総合的な対策を講じていく」と応じました。

●医薬品の薬価改定の見直しについて
供給不安や新薬導入の遅れを踏まえ、中間年薬価改定の一時停止などの見直しを求めました。

福岡厚労大臣は、「革新的医薬品の

薬価維持制度の導入や創薬支援のための予算措置を進める」と答弁しました。

●ライドシェア制度の課題について

安全性や地域交通への影響を懸念し、制度緩和には慎重な検討が必要であると訴えました。

中野国交大臣は、「地域・時間帯を限定した運用であり、安全対策にも取り組んでいる」と述べたうえで、「公共交通と調和した制度設計を進めていく」と応じました。

●政治DXの活用について

台湾の政策提言プラットフォーム「Join」の事例を参考に、国民の声を政策に反映させる仕組みの整備を求めました。

総理は、AI活用の可能性に言及しながらも、セキュリティや費用などの課題にも言及し、「引き続き検討を進めていく」と述べました。

法務（本会議・委員会） 令和7年度予算案委嘱審査

3月24日、令和7年度予算案の審議に関連し、保護司制度の安全確保と出所者支援の強化について鈴木法務大臣の認識を問いました。

昨年発生した保護司殺害事件を契機に、保護司の辞退や退任が相次ぎ、次世代の担い手不足が深刻化している実態を踏まえ、自宅以外の面談場所の確保状況について確認。あわせて、公施設は土日祝日に利用しづらく、約8割の保護司が「使い勝手が悪い」と回答していることから、平日夜間や休日に活動する保護司の実態に応じた対応の必要性を訴えました。東京都大田区では庁舎など約20か所を保護司に無償提供しており、こうした先進事例の全国展開に向け、各自治体の対応状況を把握・共有するよう訴え、鈴木法務大臣の認識を問いました。

また、出所者の再犯防止に向け、就労と住居の確保が不可欠であり、



とくに無職者の割合が高い50歳以上の出所者に対する奨励金加算制度の創設を踏まえ、継続的な就労支援体制の整備の必要性について課題を提起しました。

大臣は、更生保護サポートセンターの設置や公共施設の活用については「各自治体に協力を求めている」とし、「令和7年度予算案に、センター機能強化に約1億5,500万円、サテライト型センターの設置に4,700万円、面接場所の賃借料に約800万円を計上している」と答弁。また、保護司の活動実態を踏まえた施設活用については「総務省とも連携し、地方への働きかけを強化する」と述べ、前向きな姿勢を示しました。



裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

4月10日、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に関連して、裁判所職員の労働環境改善について取り上げ、最高裁判所および法務大臣の認識を問いました。



2022年にも裁判所職員の労働時間管理について指摘しましたが、依然として「サービス残業が常態化している」との声が現場から届いています。今回、改めて勤務時間の管理状況を確認したところ、最高裁では本年1月からすべての部署で時間管理システムの運用が始まった一方、下級裁判所では今なお登庁簿による自己申告制が中心となっており、実

態把握が不十分な状況です。

こうした体制のままでは適正人員を議論する土台が欠けており、「業務量が多いから人を増やす」といった定性的な対応だけでは限界があると指摘しました。民間では当然のように行われている労働時間の定量的な把握を裁判所でも進めるべきであり、そのうえで持続可能な人的体制をどう構築するか、今こそ視点を転換する時期に来ていると訴えました。

また、家庭裁判所における家事事件や後見制度の対応など、今後さらに増加が見込まれる業務への備えと



して、人員の抜本的な見直しを求め、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「裁判所の人的体制のあり方については、裁判所の意見も聴きながら必要な対応を検討していく」と応じました。

※本法案は4月11日、国民民主党をはじめとする賛成多数で成立しました。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

4月23日、参議院本会議において、国民民主党・新緑風会を代表し、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（デジタル刑事訴訟法改正法案）」に対し、法務大臣に質疑を行いました。

本法案は、これまで紙と対面を原則としていた刑事手続を、ICTを活用してデジタル化し、裁判の迅速化・効率化および関係者の負担軽減を図ることを目的とするものです。裁判の複雑化・高度化が進む中で、限られた人員で司法の機能を維持していくには、こうした取り組みは時代の要請に込めるものです。



質疑では、証拠のオンライン閲覧・謄写について、都度、裁判長の許可が必要とされている点が迅速な訴訟進行を阻害するおそれがあると指摘。性犯罪映像など特別な配慮が求められる証拠に関しては、検察官による閲覧手段の事前指定で簡素化を図るべきと訴えたうえで、証拠開示の媒体選択を検察官に委ねる現行の枠組みは、デジタル化の実効性を損なう懸念があり、開示は原則として電子媒体を基本とする運用に改めるべきと指摘しました。

また、被告人が刑事施設内で電子証拠を閲覧できない現状については、弁護活動の実効性確保の観点から重大な問題であると指摘し、記録媒体やポータルサイトの活用による環境



整備の必要性を訴えました。

さらに、電磁的記録提供命令による情報取得について、本人に通知がされない点はプライバシー保護の観点から問題であり、罪証隠滅の懸念がなくなった段階で通知を行う制度整備が求められると主張するとともに、秘密保持命令の終期が明確でないことや、情報提供者である事業者にはしか不服申立ての権利がない点についても、情報の主体である本人の権利が保障されていないと問題提起しました。

加えて、電磁的記録提供命令に頻繁に対応する事業者、特に通信事業者への負担軽減策として、費用補償制度の必要性にも言及しました。

供述調書の電子化に伴い、改ざん防止や真正性確保のため、電子署名やタイムスタンプ、ログの保存といっ



た技術的対応の導入が必要であることを指摘。また、捜査機関が取得した記録の管理や利用目的について、現行では明確な制限がなく、適正なルールを整備が不可欠であると訴え法務大臣の見解を問いました。

大臣は、オンラインでの訴訟書類や証拠の閲覧・開示については、「プライバシー保護と弁護人の利便性を両立させるため、裁判長による適切な運用が重要である」、刑事施設での電子証拠閲覧やオンライン接見に関しては、「施設の実情に応じた整備を進める」と述べました。さらに、電磁的記録の取得・管理・通知・費用補償については、「既存の法令に基づき適正に対応し、必要に応じた制度整備と周知に努める」と答弁しました。

4月24日、電磁的記録の閲覧・謄写に関する手続きの煩雑さや、紙と電子の二重管理による非効率性といった実務上の課題を指摘し、政府の認識を問いました。

現在、裁判記録や証拠資料などの電磁的記録を閲覧・謄写するには、証拠物の毀損防止の観点から裁判長の許可が必要です。今回の改正法で

も同様の取り扱いが維持され、引き続き裁判長の許可を要する制度となっています。

情報流出やプライバシー侵害への懸念に理解を示しつつも、裁判の迅速化や費用削減を掲げる法案の趣旨とは矛盾する側面があると指摘しました。実際、紙媒体での証拠謄写では、数十万枚に及ぶコピー作業により数百万円単位の費用が発生することもあり、経済的負担の軽減の観点からも、オンラインでの閲覧・謄写を原則とすることが望ましいと提言し、政府の見解を問いました。

政府は、性犯罪に関する証拠など一部の例外を除き、原則としてオンラインでの複写を認める方向で制度設計を進めていること、また、弁護人への証拠開示についても、原則として検察官からオンラ



インで提供する方針であることを明らかにしました。



5月8日、デジタル刑事訴訟法改正案に関して、参考人の方からご意見を伺いました。

渕野参考人に、「電磁的記録提供命令に基づき、提供対象情報を厳格に限定して提供することが実務上可能かどうかを伺いました。

渕野参考人は、「厳格に特定するのは非常に難しい」と述べたうえで「制度の運用においては、被疑事実に関連しない情報をなるべく収集しないという姿勢が求められる」、「捜査機関が令状請求を行う際には、提供対象となる電磁的記録について、疎明資料により具体的な根拠を明示すべきであり、それが抽象的な場合には、

裁判所は令状請求を却下すべきである」との見解が示されました。

成瀬参考人に対しては、秘密保持命令に対する不服申立ての規定について、電磁的記録の提供者が事業者である場合、その事業者には不服申立て権が認められている一方で、事業者は情報の「持ち主」ではなく、本来の当事者である情報主体には実質的に申立て権が認められていない点、さらに自身の情報が差し押さえられていることすら知らないまま、申立てができない問題について見解を尋ねました。

成瀬参考人は、「電磁的記録提供命令について、データを管理する事業者だけでなく、情報の本人も不服申立てが可能である。ただし、本人が申し立てを行うには、命令が発令された事実を知られる必要がある。秘密保持命令がない場合、一部の事業者は契約上、情報提供前後に本人へ通知する義務を負っており、これにより不服申立てが可能」と述べる一方、「秘密保持命令がある場合は通知が制限されるが、命令が解除または失効した後には通知が行われ、本人による申立ても可能になる」と語りました。



このことから、秘密保持命令が解除されるまで不服申立てができないという制度上の限界も浮き彫りとなりました。

河津参考人に対しては、証拠を「ありのままに保管する」ことの重要性について見解を伺いました。参考人は冒頭の意見陳述で、保管されていた情報のうち本来開示されるべき記録が開示されず、裁判所の判断に影響を与えた可能性のある事例を紹介し、「証拠をありのままに保管すること」の重要性を強調しました。こうした事態を防ぐためには、証拠を適切に保管・管理するために、どのような制度や対応が必要と考えるか伺

いました。

河津参考人は、「捜査機関が取得した電磁的記録はすべて証拠として取り扱い、適切に管理しなければならぬ」、「開示の要件を満たすものは、適正に開示されるべきである」、「電磁的記録の消去は捜査機関の裁量に委ねるのではなく、裁判所がその収集が違法と判断した場合に限定すべきである」と述べ、「適正な運用を担保するためには、独立した監督機関の設置も検討すべき」と語りました。

【参考人】

成瀬 剛 氏

東京大学大学院政治学研究科教授

河津 博史氏

日本弁護士連合会 刑事調査室室長

渕野 貴生氏

立命館大学大学院法務研究科教授



5月13日、押収・提供された電磁的記録の管理や個人情報保護のあり方について、法務大臣の見解を問いました。

捜査機関が取得する電子データには、 unnecessaryな第三者情報が含まれる可能性があり、その使用制限や保管期間、消去義務など、デジタル化に伴う新たな課題について法務大臣の認識を確認しました。

大臣は、法改正後の運用に関しては「不適正な利用の防止や一定期間後の廃棄に関するルール整備が重要」と述べ、「今後、具体的な規定のあり方について検討を進めていく」との姿勢を示しました。

この答弁に対し、単なる「検討」にとどまらず、2026年度中に予



定されているシステム稼働に向け、明確なスケジュールのもとで制度整備を進めるべきと指摘。また、記録の所在が見えにくい電子データの特性を踏まえ、複製データを含めた一貫した管理体制の確立も必要であると提言しました。

また、質疑の中で押収データの保存方法については、サーバー上で集中管理される一方、外部媒体で取得されたデータはセキュリティ上の理由からシステム内に取り込めず、別途管理されている現状が明らかにになりました。こうした多層的な保存形態に対応するには、保存方法にに応じた明確な廃棄手続と責任所在の明確化が不可欠であると訴えました。

加えて、入手した電子データの利用目的について、「適正に取り扱う」

との説明だけでは不十分であり、明確な法的規律が必要であると指摘。取得目的を逸脱した使用を防ぐため、利用目的の明確な限定と、それに反する使用を防ぐ監視・検証体制の構築を求めました。

5月15日、黙秘権の意義や、刑事施設における電子証拠の閲覧環境、情報提供命令における通知や費用負担のあり方など、制度の運用面における課題について政府の見解を求めました。

黙秘権について、憲法で保障される自己負罪拒否特権（自分に不利な供述を強要されない権利）と、それを受けて刑事訴訟法に定められた黙秘権の関係を確認したところ、政府参考人は「黙秘権の方が広い」と



答弁。これは、自己負罪拒否特権は不利な供述拒否に限られますが、黙秘権は不利か否かを問わず供述自体を拒むことができるためです。こうした概念整理が不十分なままでは制度運用で拡大解釈の余地が生じ、法改正への国民の不安や懸念を高めかねないと指摘しました。

あわせて、刑事施設内での電子証拠の閲覧体制についても取り上げました。現状では、弁護人と被疑者・被告人との間でスムーズな電子データのやり取りが難しく、タブレット端末や記録媒体の利用に厳しい制限があることから、アナログとデジタルの混在が弁護活動の迅速性を妨げている実態を指摘し、環境整備の必要性について法務大臣の認識を問いました。

さらに、オンライン接見の拡充も提起しました。地方の刑事施設では、弁護士が遠方から接見に出向くことが負担となっており、接見室にパソコンを設置し、アクセスポイント方式を活用すれば、安全かつ効率的な接見が可能になると提案しました。

一連の指摘に対し、大臣は黙秘権について「被告人の防御権に配慮しつつ、関係機関と連携して必要な検討を進める」と答弁。また、政府参事人からはオンライン接見について「接見室でのオンライン接見は比較的に自傷他害の懸念が少ない」との認識が示され、今後の制度改善に向けた前向きな姿勢が示されました。

※本法案は5月16日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました

民事裁判情報の活用促進に関する法律案

5月22日、「民事裁判情報の活用促進に関する法律案」について質疑を行いました。

この法案は、民事裁判の判決情報をデータベース化し、指定法人が管理・提供することで、法律実務や研究、紛争解決を補助するAI開発などに

役立てることを目的としています。

質疑では、AIを活用する以上、判決書だけでなく、訴訟過程で提出される主張書面や証拠資料も重要な学習素材であると提言。終局判決までの事実経過や主張構造にこそ判断の背景があり、AIが正確に学習するためには、こうした情報も含めた環境整備が必要と指摘しました。あわせて、AIに学習させる判決デー



タには、過去の社会的偏見や差別的判断が含まれる可能性があることにも触れ、元データの改変は前提とせず、時代背景を踏まえた分析・評価のあり方も含めた検討が必要であると訴えました。

また、収録対象が2022年以降の電子判決書に限られている点にも言及したうえで、紙媒体で保存されている過去の判決には、重要な先例や社会的意義を持つものが数多く含まれており、これらを除外したままではAIの判断に偏りが生じるおそれがあることを指摘。過去判例の電子化も視野に入れた対応が求められると訴え、法務大臣の認識を問いました。

大臣は、「AIによってさまざまな付加価値を生み出すことが、これらの社会にとって重要であり、そのためにも網羅的でバイアスのないデータベースが極めて大事である」との考えを示しました。そのうえで、「予算的制約もあるなか、どこまで対応できるか現実的に見極める必要があるが、引き続き検討したい」と応じました。

※本法案は5月23日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

5月29日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案」等に関連し、既存制度との整合性や労働債権の保護、登記制度の利便性について政府の見解を確認しました。

本法案は、これまで法律上の明確な規定がなかった「譲渡担保」について、その内容や効力を初めて体系的に定めるものです。譲渡担保は、企業が融資を受ける際に機械設備や在庫、売掛債権などを一時的に譲渡し担保とする仕組みで、実務上は広く使われてきましたが、権利関係の不明確さなどが課題とされてきました。





質疑では、昨年成立した「企業価値担保権」の制度と本法案の比較にも触れ、企業価値担保権では、裁判所の監督下で担保権が実行され、管財人が労働者の利益にも配慮することが制度上求められています。こう

した観点から、譲渡担保制度においても労働債権の保護がどのように確保されているか問いました。

政府参考人は、企業価値担保権が企業全体の価値を対象とするのに対し「譲渡担保は個別の財産や債権を担保とするため性質が異なる」と説明。そのうえで、「譲渡担保の実行後に倒産手続が始まった場合でも、一定の財産を破産財団に組み入れることで、労働債権を含む一般債権者の保護を図っている」と答弁しました。

また、制度の利用促進に向けて登記手続の利便性向上についても提言しました。現在、動産・債権譲渡登記は東京法務局でしか扱われておらず、特に地方では司法書士などが利用しづらい実情があるため、全国的な活用には地域の実務に応じた柔軟な運用が必要と訴え法務大臣の認識を問いました。

大臣は、登記を一元管理することで優先関係が明確になる利点があるとしつつ、遠隔地の不便さにも理解を示し、「オンライン申請の利便性を高める取り組みを進めていく」との前向きな姿勢を示しました。

※本法案は5月30日、全会一致で成立しました。



法務および司法行政等に関する調査

3月13日、「改正入管法の運用状況」、「技能実習制度の課題」、「日本語教師の労働環境」について、法務大臣の見解を問いました。

【改正入管法の運用状況】

不法在留者数は2021年に約6.6万人、2022年に約7万人、2023年には約7.9万人と増加傾向にあります。今後、インバウンド観光客6,000万人を目指す政府目標や育成就労制度の導入により、外国人の受入れは一層進むと見込まれます。こうした中、不法在留が常態化すれば、日本でも欧米のような社会分断を招く懸念があると指摘し、

法務大臣の見解を問いました。

大臣は、「不法在留者削減に向けて、入国審査の厳格化、摘発の強化、出頭申告の環境整備などに取り組んでおり、ここ半年間で一定の減少が見られた。退去強制が確定した者については、改正入管法の例外規定を適切に運用し、確実な送還を進めていく」と述べました。

【技能実習制度を取り巻く課題】

特定技能制度の分野別運用方針の改正に向けた議論が政府内で進められる中、深刻な人手不足を背景に、特定技能外国人が訪問系介護サービスに従事することが検討されています。

介護業界の現状は厳しく、昨年は過去最多となる612件の休業業が発生し、そのうち448件が訪問介護事業者でした。人手不足や経営難



から、多くの事業所が閉鎖に追い込まれています。

こうした中、十分な日本語能力がないまま訪問介護に従事することが、新たな低賃金労働や劣悪な労働環境を生む可能性があるとして、法務大臣に見解を求めました。

大臣は「訪問介護の特性として利用者との一対一の関係に着目し、ハラスメント防止や相談体制の整備を進めることが重要」と述べたうえで、外国人介護人材の権利保護を徹底する必要性を強調し「法務省としても関係省庁と連携し、労働条件や環境に問題が生じないよう適切に対応していく」と述べました。

この答弁に対し、訪問介護分野では有効求人倍率が14倍を超えるなど深刻な人手不足が続いており、背景



には過重な業務に対して賃金や処遇が見合っていないことがあると指摘。人材確保に偏りすぎると、過去の技能実習制度のように劣悪な労働環境が社会問題化するおそれがあると訴えました。

また、外国人の失踪にはハラスメントや契約違反、低賃金のほか、日本語力不足が大きく関わっており、十分な会話ができないことで問題が深刻化し、失踪につながるケースもあると指摘。日本語教育の強化は、共生社会の実現に向けた重要な取り組みであると提言しました。

【日本語教師の労働環境】

日本語教育の重要性が高まる一方で、日本語教師の処遇は依然として厳しい状況にあります。2020年度の調査では、法務省告示校に勤務する常勤日本語教師の年収は300万～400万円未満が最多で46.3%。非常勤講師の時給は2,000～3,000円未満が約6割を占め、授業外業務が賃金に反映されない「こま給」制のため、実質時給が1,500円を下回る例も多く、中には1,000円未満となるケースもあります。

現在は高齢者や退職者のボラン



ティア的支援に支えられており、制度としての持続性には限界があると指摘。外国人との円滑なコミュニケーションを実現するうえで、日本語教育の質を確保するためにも、日本語教師の処遇改善と人材確保に向けた政府の具体的対応を求めました。

4月8日、育成就労制度の導入に向けた課題について、制度設計や運用のあり方に対する法務大臣の認識を問いました。

現在の技能実習制度では、「人材育成」という本来の目的が十分に果たされておらず、人手不足対策や低賃金労働力の確保が実態となっているという批判があります。こうした制度の形骸化を繰り返さないためにも、新たに導入される「育成就労制度」

においては、明確な目的意識と実効性のある仕組みが必要です。

特に、エッセンシャルワーカーの人材不足に対応するため、産業界からは従事可能業務の拡大を求める声が上がっています。しかし、人手不足という理由だけで業務範囲を広げてしまえば、制度の趣旨である人材育成の理念が損なわれる懸念があります。まずは産業界自身が人手不足の構造的要因に向き合い、持続可能な労働環境の整備に取り組むことが求められると指摘し、法務大臣の認識を問いました。

大臣は、「外国人が従事できる業務の範囲は、現行の技能実習制度よりも幅広くするが、特定技能制度における業務区分内の業務と同一とする」と述べました。





また、特定技能1号への移行に必要な技能試験や日本語試験に合格できず、帰国を余儀なくされる外国人がいる現状を指摘。その背景には、受入れ企業が十分な育成を行わず、単純作業に偏った業務を任せている実態があります。こうした状況を改善し、制度の目的である人材育成を実現するためには、育成状況の可視化と客観的な評価の仕組みが不可欠です。

その対応策として、第三者機関に



よる中間評価の導入、技能や日本語の到達度を数値で把握する目標設定、さらに育成が不十分な企業に対する受入れ制限やペナルティの導入を検討すべきであると提言し、大臣の見解を問いました。

大臣は、「育成の効果測定の観点から、育成開始から1年以内に技能検定期初級またはそれに相当する技能評価試験、日本語能力A1相当以上の試験を受けさせることを予定している」と述べたうえで、「優良性の判断にあたっては、試験の合格率などの指標を、何が何点に当たるか分かる形で公表することを考えている」と応じました。



5月20日、技能実習制度の運用上の課題と、今後の育成就労制度への移行に向けた改善の必要性について、法務大臣の認識を問いました。

茨城県の企業で実習していたスリランカ人技能実習生が、懲戒解雇されたうえ、本人の同意がないまま強制帰国の手続が進められていた事実を紹介しました。帰国申請書類には本人とは異なる署名が使われていた疑いがあり、私文書偽造の可能性も否定できません。さらに、手続は本人不在のまま進行し、パスポートがスリランカ大使館に預けられていたことから一時停止となり、問題が明らかになりました。

このような事案は、現行制度が現場で十分に機能しておらず、監理団体や受入企業の一方的な申請に依拠



した仕組みの限界を示しており、行政への事前報告や、第三者による確認を義務づける制度の整備が必要と訴えました。

また、在留資格変更の手続が長期化することで、就労できない空白期間が生じ、当事者の生活に深刻な影響を及ぼしている現状も指摘し、空白期間は、失踪や不安定な就労につながるおそれがあり、手続の一元化やデジタル化による迅速化を図り、空白期間を生じさせない具体的対策が求められると提言し、法務大臣の認識を問いました。

大臣は、「技能実習生の意思に反した帰国を防ぐため、現行の取り組みを着実に進める」としたうえで、「外国人技能実習機構や関係省庁と連携

し、在留手続の迅速化・効率化にも取り組む」と応じました。

5月27日、外国人技能実習制度および今後導入される育成就労制度に関連し、現場の実態を踏まえた支援体制の整備と制度見直しの必要性について質疑を行いました。

これまで監理団体や支援団体へのヒアリングを重ねる中で、技能実習生の多くが支援制度の存在を把握しておらず、相談につながらない状況が今も各地で見受けられます。たとえば、技能実習機構の存在や相談窓口を知らないケースや、電話機能のないSIM契約のために電話相談が利用できない実習生もいます。

こうした実態を踏まえ、電話以外の相談手段としてLINEなどSNSの



活用を検討すること、また、来日時に支援制度の内容を分かりやすく伝えるリーフレットを確実に配付することの必要性を訴えました。政府は、技能実習生手帳に多言語対応の相談窓口やQRコードを記載し、入国時に全員へ配付しているとしていますが、実際には届いていないケースもあり、制度があっても必要とする人に届かなければ意味がないと指摘。育成就労制度の導入にあたっては、抜け漏れのない支援体制が不可欠と訴えました。

また、監理団体と受入企業の経済的な利害関係や、認可取消しを回避するためにダミー団体を利用するな

ど、制度の抜け穴が悪用されている実態についても取り上げました。実習生の保護よりも、形式的な法令遵守や罰則回避が優先されているとの声も現場から上がっており、さらに、送り出し機関が受入企業から報酬を受け取る一方で、通訳や相談対応が十分に機能していないという課題も指摘されています。

こうした構造的な問題が放置されれば、中立的な監理は期待できず、実習生の保護がなおざりにされるおそれがあります。制度に抜け穴があるのであれば、早急には是正すべきと指摘し、大臣の見解を求めました。

大臣は、「二部の監理団体が監査を適正に実施していないとの指摘があることは承知している」と述べたうえで、「育成就労制度では、外部監査人の設置義務、許可期間の短縮、実地検査の徹底などにより、中立性と実効性を確保していく」との方針を示しました。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

5月16日、林芳正拉致問題担当大臣に質疑を行いました。



政府や報道が「拉致被害者の親世代が一人しか残っていない」と繰り返し発信していることについて、政府認定拉致被害者の家族に限定された表現であり、800人を超える特定失踪者のご家族を事実上切り捨てるような印象を与えていることを指摘し、発信のあり方の改善を訴えました。

また、特定失踪者問題調査会が実施する北朝鮮向け短波ラジオ放送「しおかぜ」の意義、政府による支援の現状、および送信所の設備更新に伴う費用増への対応について確認し、あわせて今後の支援体制の強化を求めました。

さらに、ストックホルム合意で北朝鮮側から生存情報が示された金田龍光さんが未だ拉致認定されていない点や、警察が拉致と断定している

にもかかわらず政府認定に至らない事案について、認定基準と政府の説明責任を質しました。

大臣は、「しおかぜ」について、「北朝鮮域内に向けた情報伝達手段として極めて効果的である」と評価したうえで、「政府として業務委託契約を通じて支援している」「送信費用の約70%増加という実情を踏まえ、予算措置を講じて契約を締結した。今後調査会と連携して積極的に情報発信を行っていく」との姿勢を示しました。拉致被害者の認定については、「現時点では拉致行為を確認できていない」としつつも、「認定の有無にかかわらず、すべての拉致被害者の帰国実現に向けて全力を尽くす」との方針を明らかにしました。



憲法審査会

4月2日、国民民主党の憲法に対する基本的な考え方と今後の方向性



について意見表明を行いました。

現行憲法は、人権尊重・国民主権・平和主義という三つの基本原理のもと、優れた体系を有するものであり、今後もこの理念や体系は維持すべきとの立場を表明。そのうえで、個人の尊厳、地域の尊厳、国家の尊厳の具体化を通じて、21世紀中葉に向けた新たな社会像・国家像を明確にする国家目標を掲げ、その実現に向けた努力していく姿勢を明らかにすべきとの意見を述べました。

4月16日、緊急事態時に国政運営の空白を回避するための「参議院緊急



急集会」のあり方について意見を述べました。

憲法制定から79年が経過する中で、自然災害や感染症の拡大など、現代社会において想定される非常時に対応するためには、緊急集会の権能や開催判断の基準について、より明確な整理が求められます。とりわけ、衆議院が存在しない（解散・任期満了）、または機能しない状況下においては、参議院が国会の権能を代行する正当性をどのように担保するかが重要です。過去に開催された2度の緊急集会（昭和27年・28年）の経緯を振り返りながら、制度の実効性と正統性を高めるための検証が必要であると指摘し、今後の制度設計の議論を深めていくよう提言しました。

5月21日、デジタル社会の進展に伴う新たな人権課題に対応するため、現行憲法における人権保障の在り方について問題提起を行いました。AIやビッグデータの活用により、個人の思想形成への介入や、民主主義への影響が懸念されています。また、GAF Aなど巨大プラットフォームによる言論や経済活動への影響も無視できません。こうした変化に対

参議院改革協議会

応するため、情報自己決定権や差別禁止、思想形成の自由、熟議可能な言論空間の保障、公正な競争秩序の確保など、現代的な人権概念を憲法に反映すべきと提言しました。



第217回通常国会の中で、参議院改革協議会が5回にわたり開催され、「参議院の在り方に関する件」や「参議院の組織及び運営の改革」などをテーマに協議が行われました。

国民民主党・新緑風会を代表して、参議院の機能や役割、選挙制度のあ

り方について、意見を述べてまいりました。

本協議会では、参議院の独自性をどのように確保するか、選挙制度はどうあるべきかといった論点について、各党派の意見表明と議論が行われました。5月には「参議院の在り方」について協議し、6月には選挙制度に関する専門委員会の報告書も踏まえた全体整理が進められました。6月18日には、これまでの協議を取りまとめた「参議院改革協議会報告書」を協議会から議長に提出しました。

この報告書において、国民民主党・新緑風会の意見として以下の点を提起いたしました。

【国民民主党・新緑風会の意見要旨】

- ・選挙制度見直しのスケジュールを明確にすべき

令和10年の通常選挙に間に合わせるには、令和9年通常国会中に法案を提出する必要がある、そのためには令和8年度中に方向性を取りまとめることが不可欠。

- ・参議院の役割を再定義した上で制度設計を進めるべき

単に「一票の較差是正」だけでなく、どまらず、二院制の中で参議院が担うべき使命や機能を明確化し、それ



に即した制度改革を行うべき。

- ・合区制度の見直しは喫緊の課題

現在の合区では、地域代表としての意義が損なわれ、投票率の低下や有権者との接点の希薄化などの問題が生じており、速やかな是正が必要。

- ・比例代表制における特定枠の運用にも課題がある

現行の非拘束名簿方式と混在する形で運用されている特定枠について、その目的や政党による名簿構成の妥当性などの観点から、見直しを含めた検討が必要。

自殺対策を推進する議員の会

第38回「自殺対策を推進する議員の会」総会を開催

2月5日、私が事務局長を務める超党派議員連盟「自殺対策を推進する議員の会」は、第38回総会を開催しました。

総会では、厚生労働省から2024年の自殺者数（暫定値）が報告され、全体では前年より1,569人減の2万2,688人と2年連続で減少した一方、小中高生は過去最多の5,277人となり、極めて深刻な状況が続いていることが明らかになりました。こども





家庭庁からは「こども自殺対策緊急強化プラン」の進捗状況と2025年度予算案の説明があり、NPO法人ライフリンクの清水代表からは、女子中学生や定時制・通信制の女子高校生への重点支援の必要性が指摘されました。

議員連盟は、こうした状況を踏まえ、今国会で「こどもの自殺対策に関する動向」や、自殺未遂者・念慮者支援における「個人情報情報の共有」について、守秘義務を課したうえで可能とする法改正に取り組むことを確認しました。

6月9日、令和8年度の「自殺対策」本予算の確保を求める要望書を、加藤勝信財務大臣に提出しました。

近年こどもや若者の自殺者数が増加傾向にあり、小中高生の自殺は過

去最多を更新しています。

議連はこの問題に正面から向き合い、6月5日には、自殺対策基本法の約10年ぶりとなる大幅な改正を実現しました。改正の主なポイントは、①こどもの自殺対策を社会全体で取り組む、②生成AIなど先端技術の活用、③自治体は守秘義務の下で関係機関と情報共有し、協議会を設置できる、④自殺未遂者支援や自死遺族支援、医療従事者研修などの強化となっています。

これらを真に実効性あるものとするには、十分な予算措置が欠かせません。要望書では、以下の3点につ



いて強く求めました。

(要望事項要旨)

1. 地域自殺対策等の推進に不可欠な本予算が近年大幅に減額され、補正予算での対応が常態化している。生成AIの活用など改正法の内容も踏まえ、令和8年度予算において地域自殺対策等の推進に向けた十分な予算が確保されるよう、強く要望する。

2. 法改正により所掌事務となったこどもの自殺対策について、モデル事業「こどもの命を守る地域

自殺対策緊急支援プラン」の実施に必要な10億円の予算と、「協議会」の経費に関する地方交付税措置を講じるよう、強く要望する。

3. 改正法で明記された「学校の責務」を踏まえ、心の健康保持に資する健康診断や精神保健教育等の取組を実施するため、文部科学省予算において必要な経費が十分に確保されるよう、強く要望する。

6月18日、第39回総会を開催しました。

総会では、自殺対策基本法の改正経緯や来年度予算に向けた要望活動について報告・確認を行い、関係省庁や参加議員と今後の自殺対策の在り方について意見交換を行いました。

厚生労働省からは、自殺者数の推移について説明があり、2024年の確定値は20,320人(男性13,801人、女性6,519人)と、前年より1,517人減少した一方、小中高生の自殺は過去最多の529人を記録し、依然として深刻な状況が続いていることが示されました。これに関連して、こども家庭庁からは、



子どもが悩みを共有し支援方法を学ぶワークショップや、保護者・教員と連携した啓発活動の取り組みが紹介され、文部科学省からは、「心の健康観察」や学校健診・保健指導の見直しなど、学校現場での支援体制強化について報告がありました。

当議連が取りまとめた「自殺対策基本法の一部を改正する法律案」は、2月の議連総会で了承された後、関係機関との調整を経て6月に可決・成立し、6月11日に公布されたこと。12月には一部施行され、令和8年度予算に関する条項は来年4月に施行予定であることが確認されました。

法案成立を受けて、6月9日に議連役員が財務省を訪問し、加藤勝信財務大臣へ令和8年度予算における自殺対策事業の本予算計上を強く要望したこと。あわせて、これまで補正予算で積み上げてきた施策を、安



定的かつ持続可能な制度として定着させるには、本予算での対応が不可欠であるとの認識を共有しました。

参加議員からは、「子どもの自殺は大人社会の課題の反映である」との意見もあり、教育・福祉・労働分野を含めた社会全体での取り組みの重要性が改めて確認されました。

支援組織と省庁要請

公正な取引慣行の実現に向けて省庁要請

2月3日、U Aゼンセンおよびフー
ド連合とともに、公正取引委員会、



中小企業庁、農林水産省、消費者庁の4省庁に対し、流通・食品関連産業の健全な発展と公正な取引慣行の実現に向けた要請を行いました。今回の要請は、昨年の9～10月に実施した「取引慣行に関する実態調査」の結果を踏まえたもので、不当な取引慣行の是正を求める内容です。調査では一部改善が見られたものの、さらなる取り組みの強化が必要であるとし、各省庁に対し一層の対応を求めました。



要請にあたり私から、ルールの明確化と制度整備の必要性を訴えました。特に「労務費は企業努力で吸収すべき」との風潮や、優越的地位の濫用により交渉が困難となっている現状を指摘し、企業単独では限界があることから、通報の義務化や強化月間の実施など、現行制度内で取り組める対策の強化を求めました。

賃上げの環境整備と格差是正を 経済再生大臣へ要請

2月13日、U Aゼンセンの永島会
長、直塚・渡邊・坂田各副会長らと



もに内閣府を訪問し、全国1,614組合・183万1,471名分の署名を添えた「物価上昇を安定的に上回る賃上げに向けた環境整備を求める要請書」を、赤沢経済再生・賃金向上担当大臣に手交しました。

私からは、「UAセンセンには幅広い産業が集まっている。最大の課題は『労務費は企業努力で吸収すべき』という根強い考え方があり、これを

解消するために政府として明確な方針を示すべきである。必要に応じて今後も情報共有を図っていきたい」と提言しました。

拉致被害者の早期救出を求めて90万筆超の署名提出

4月14日、UAセンセンの永島智子会長、松本孟さん（拉致被害者・松本京子さんの兄）、大政悦子さん（特定失踪者・大政由美さんの母）をはじめ、中隈節子ヤングリース委員長（イオン九州ユニオン）らとともに首相官邸を訪問して、林芳正内閣官房長官兼拉致問題担当大臣に、UAセンセンで集約した90万1601筆の「拉致被害者の全員救出へ向けて署名」を提出するとともに、「拉致被害者ご本人、そしてそのご家族は一日も早い再会を待ち望んでいる。政府一丸となって一刻も早く解決へ向けた行動を起こしてほしい」と訴えました。

林拉致問題担当大臣は「拉致問題は政府としての最重要課題である。この問題を風化させず、浸透させていくことが大切である。いただいた署名一筆一筆を重く受け

止め、政府として石破総理の決意をもって一丸となって取り組んでいく」と応じました。



JEC連合とともに経産省へ産業政策要請

6月23日、JEC連合（日本化学エネルギー産業労働組合連合会）の皆様とともに経済産業省を訪問し、化学・セメント・塗料の各部会が合同で、令和8年度産業政策に関する要請書を製造産業局長に手交しました。

要請では、GXに向けた脱炭素化の推進にあたり、各産業の実情に即した政策支援の必要性を訴えました。また、研究開発や設備投資への支援、





安全・安心な職場づくり、中小企業の省エネ・安全投資支援の強化など、幅広い課題に対し政府の積極的関与を求めました。

私からは、価格転嫁に関する課題として、経営側の意識改革の遅れや「適正価格」の発想の重要性、サプライチェーンの複雑化による転嫁の難



しさなどを指摘し、持続可能な収益確保に向けた政策的工夫の必要性を提言しました。

各部会の要請要言は次の通り。

【化学部会】

原料用途免税の恒久化、温暖化対策税や研究開発税制の見直し、安全衛生・GXインフラ整備への支援、長期的な技術開発支援を要請。

【セメント部会】

排出削減が難しい構造に配慮したカーボンプライシング設計、燃料課

税の見直し、CCUS導入支援、女性の職場環境整備を要請。

【塗料部会】

中小企業の省エネ・安全投資、VOC削減や環境対応型塗料の開発、遮熱塗料の普及促進などを要請。

「誰もが安心して働ける環境を」 厚労省要請

7月29日、U Aゼンセンの永島智子会長らとともに厚生労働省を訪問し、福岡資麿厚生労働大臣に対して「2025年度重点政策」（厚生労働分野）に関する要請を行いました。

永島会長は「少子高齢化や人口減少、物価上昇、人手不足など社会・経済の基盤を揺るがす課題が進行する中、賃金の伸び悩みや長時間労働などで働く者の安心が失われつつある」と指摘。そのうえで「現場の切実な声を集約した重点政策に基づき、誰もが安心して働ける環境づくりをお願いしたい」と訴えました。

今回の要請では、労働時間改革とワーク・ライフ・バランスの推進、働く女性の健康サポート強化、カスタマーハラスメント防止対策の推進、安全衛生水準の向上、医療・介護職の処



遇改善と人材確保対策、特定最低賃金の設定促進、薬価制度見直し・医療DX・リテラシー強化など、26項目にわたる重点政策を提示しました。

国会見学者一覧 2025年1月22日～2025年7月31日

2025年1月22日～7月31日までの間、1,146名の皆様が国会見学・会議等にお越しくださいました。今後も団体の皆様をはじめご家族ご友人など、たくさんの皆様のお越しをお待ちしております。時間のゆるす限り川合孝典より政治情勢等をご説明させていただきます。国会見学のお申し込みは「かわいたかのり」ホームページよりお願いいたします。

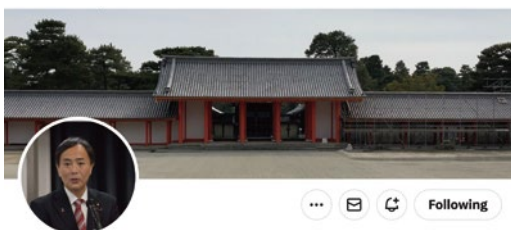
日 付	見 学 者	日 付	見 学 者
2025年 1月22日 水	オークワ労働組合	2025年 4月21日 月	交通労連トラック部会
2025年 1月28日 火	すかいらくグループ労働組合連合会	2025年 4月22日 火	UAゼンセン新潟県支部
2025年 2月 7日 金	JSGU	2025年 4月23日 水	オークワ労働組合
2025年 2月14日 金	東洋紡労働組合	2025年 4月24日 木	UAゼンセン総合サービス部門すし分科会
2025年 2月21日 金	UAゼンセン奈良県支部	2025年 4月28日 月	大阪地方産業労働組合連合会
2025年 2月25日 火	UAゼンセン総合サービス部門 給食・中食分科会	2025年 5月 9日 金	帝人労働組合松山支部
2025年 3月 3日 月	旭化成労働組合東京支部	2025年 5月12日 月	UAゼンセン長崎県支部
2025年 3月13日 木	サイゼリヤユニオン	2025年 5月13日 火	全高島屋労働組合連合会
2025年 3月18日 火	東レ労働組合東京支部	2025年 5月14日 水	ヘルスケア産業プラットフォーム医療機器材料関連労働組合
2025年 3月28日 金	UAゼンセン群馬県支部	2025年 5月15日 木	スズケングループ労働組合連合会エスケアメイト労働組合
2025年 4月 1日 火	UAゼンセン新潟県支部	2025年 5月16日 金	東洋紡労働組合
2025年 4月 3日 木	コメリグループユニオン連合会	2025年 5月19日 月	南澤様ご家族
2025年 4月 4日 金	UAゼンセン岡山県支部	2025年 5月20日 火	ジョリーパスタユニオン
2025年 4月 7日 月	FUJIIユニオン(岡山山陰エリア)	2025年 5月21日 水	UAゼンセン福岡県支部
2025年 4月 9日 水	UAゼンセン岡山県支部	2025年 5月22日 木	FUJIIユニオン(兵庫エリア)
2025年 4月10日 木	UAゼンセン新潟県支部	2025年 5月23日 金	岡山県貨物運送労働組合
2025年 4月11日 金	ヤマザワ労働組合	2025年 5月29日 木	いとく労働組合
2025年 4月14日 月	メガネトップ労働組合	2025年 6月 2日 月	UAゼンセン鳥取県支部
2025年 4月15日 火	モンテローザ労働組合	2025年 6月 5日 木	UAゼンセン愛媛県支部
2025年 4月15日 火	メガネトップ労働組合	2025年 6月 6日 金	コメリグループユニオン連合会
2025年 4月16日 水	イズミヤ・阪急オアシス労働組合	2025年 6月10日 火	いとく労働組合
2025年 4月16日 水	UAゼンセン総合サービス部門インフラサービス部会運営委員会	2025年 6月11日 水	ギガス労働組合
2025年 4月17日 木	FUJIIユニオン(兵庫エリア)	2025年 7月23日 水	新堀様ご家族
2025年 4月18日 金	フレッセイ労働組合		
2025年 4月18日 金	旭化成労働組合延岡支部		

2016年9月～2025年7月 累計21,041名

WEB会議等への招待もお待ちしております！

会議や大会などの行事に、国会の都合で現地にうかがえない際はWEB等で参加させていただきますので、お気軽にお声がけください。

(TEL:03-6550-1223 メールアドレス takanori_kawai@sangiin.go.jp)



川合孝典(国民民主党幹事長代行・参院幹事長) ◆

かわいたかのり公式X(旧Twitter)

登録をよろしく
お願いいたします

